

監 査 委 員

30年監査公表第12号

平成29年度に執行した監査の結果（平成30年2月2日から平成30年3月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府警察本部長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年11月26日

京都府監査委員	片 山	誠 治
同	田 中	健 志
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 環境部

流域下水道事務所（監査実施年月日：平成30年2月15日・16日・28日）

（指摘）

契約関係書類を誤って廃棄している事例が認められた。

（措置の内容）

今回の監査を受け、直ちに相手方と協議を行い、改めて契約を締結した。

自動継続する契約書については、永年保存文書に準じて保管することを徹底するとともに、現在自動継続している契約書の全てを鍵のかかる書架に集約し、総務室において管理することとした。

(2) 警察本部

南警察署（監査実施年月日：平成30年2月6日）

（指摘）

払出通知書の起票漏れにより振替不能が生じている事例及び資金前渡金受払簿の記載誤りが多数の箇所が生じている事例が認められた。

（措置の内容）

支払予定日及び金額と資金前渡職員（公共）口座への入金額に相違がないかを組織的にチェックさせ、確実な事務処理に努めるよう会計課員に指導を実施するとともに、所属長においても、関係書類に十分留意の上、決裁を行うこととする。また、資金前渡金受払簿については、通帳及び関係書類と突合確認した上で、その都度記載するよう指導した。

今後の会計処理に当たっては、担当者による点検及び決裁時における再点検を行うほか、会

計事務月次チェックを有効活用するなど、組織的なチェックを行うよう徹底した。

【例月出納検査】

健康福祉部

健康対策課（監査実施年月日：平成30年3月26日・29日）

（指摘）

報償費及び旅費の支払遅延が再発している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後、直ちに課内全員に指摘事項を周知し、報償費等の速やかな支払執行について注意喚起を行った。

また、課内全職員を対象に会計事務に関する研修を実施し、職員の意識改革を行ったほか、課内共用のスケジュール表に「謝金管理システム予定登録状況」及び「支払状況」の欄を新設するとともに、会議等開催の起案時には同システムの予定登録出力票を添付することを必須とし、複数体制での確認を徹底した。